

大分県報

令和七年
第六二四号
七月十一日

（金曜日）

目次

告示

保育士の登録に係る手数料の徴収事務の委託……………一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催……………五
道路の供用開始……………六

公告

土地改良区の役員の就任……………六
土地改良区の役員の就退任（四件）……………六
競争入札参加者の資格に関する公示……………九
一般競争入札の実施……………一〇

正誤

令和六年十二月二十三日付け大分県報号外（八〇）に記載の大分県条例第三十九号（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）中の訂正……………一二

○告示 示

大分県告示第三百四号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。

令和七年七月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の住所及び名称

一 東京都千代田区麹町一丁目六番地二
社会福祉法人日本保育協会
理事長 吉田 学
二 委託期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分県告示第三百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和七年七月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

杵築市熊野一丁目百十一番

大分キヤノン株式会社

代表取締役社長 増子 律夫

2 特定事業場の所在地及び名称

杵築市熊野一丁目百十一番

大分キヤノン株式会社 杵築事業所

3 設置される特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十三号イ

研磨洗浄施設及び第六十五号 酸又はアルカリによる表面処理施設

種別 研磨洗浄処理施設

① 四〇、〇〇〇個／月・台 四基

② 四〇、〇〇〇個／月・台 一基

③ 一〇、〇〇〇個／月・台 九八基

④ 一〇、〇〇〇個／月・台 一二基

工事着手予定年月日 許可後

排水口名	5 排出水の量及び汚染状態の値	汚水等の汚染状態の値						項目	単位	m ³ /日	単位	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	設置年月日									
		N-ヘキササン抽出物質	大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量										生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度							
排水口No.1	二〇	八〇〇以下	七	五〇	二〇〇	一五〇	二五〇	五・八 〃八・六	処理前	通常の値	五〇	なし	二四時間	連続	平一七・五・三一 活性炭吸着塔 ろ過ポンプ槽 ばっ気・膜分離槽 二m (四・〇m×四・〇m+ 〇・〇m×六・三m)×二・ 三m 三・二m×六・三m×三・ 〇m 〇・九m×三・七m×二・ 八五m φ一・五m×一・六七m										
	五	八〇〇以下	六・四	四八	一一	八	一六	五・八 〃八・六	処理後																
	二五	八〇〇以下	八	七〇	二五〇	二〇〇	三〇〇	五・八 〃八・六	処理前	最大の値	一四〇														
	七	八〇〇以下	八	六〇	一五	一〇	二〇	五・八 〃八・六	処理後																
排水口No.1	大分県告示第三百六号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第四項において準用する同法第二十八條第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。 令和七年七月十一日	二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所 1 縦覧期間 令和七年七月十一日から同年八月一日まで 2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び杵築市役所						その他参考となるべき事項 クロロズド設備を有するため、工場排水の放流は行わない。 全ての排水処理装置が同時故障しないため、過去の届出上最大排水量を記載 クロロズド処理工程の最終段階で発生する塩水はリサイクルのため、社外へ出荷		一日当たりの排出水量		通常の値		最大の値											
		N-ヘキササン抽出物質		大腸菌数		りん含有量		窒素含有量		浮遊物質		化学的酸素要求量		生物化学的酸素要求量		水素イオン濃度		項目		単位		m ³ /日		単位	
排水口No.1		四		八〇〇以下		二		二〇		一五		五		二四		五・八〃八・六		通常の値		〇		最大の値		四五八	
排水口No.1		四		八〇〇以下		二		二〇		一五		五		二四		五・八〃八・六		最大の値		四五八		最大の値		四五八	

令和七年七月十一日

大分県報（告示）

役名	氏名	住 所
芝尾 慎太郎	芝尾 慎太郎	大字藤原一四一七番地
理事	安部 三郎	速見郡日出町大字藤原四一三九番地
〃	安部 功一	大字藤原四一三八番地
〃	立花 浩之	大字藤原四四五九番地一
〃	光 永俊一	大字藤原五三〇九番地
〃	樋口 雪男	大字藤原八七五番地一
〃	河野 誠治	大字藤原七五九番地一
〃	伊藤 堂喜	大字藤原四四一〇番地
監事	河野 英樹	大字藤原七二九番地一
〃	芝尾 慎太郎	大字藤原一四一七番地

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和七年七月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類
事件対応・ネット用パソコン等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十

七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七―五〇六―二九五六

<p>3 申請の時期 令和七年七月十一日から同月二十五日までとする。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間 入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続 令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所 三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等</p> <p>1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和7年7月11日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 事件対応・ネット用パソコン等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（60か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入期限 令和8年1月30日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部及び県下の警察署</p> <p>2 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から10に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す</p>
---	--

<p>る暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和7年8月12日(火)午後5時45分までに大分県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>4 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>電子入札システムにより入札参加申請を、令和7年7月11日(金)午前9時から同年8月21日(木)午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書」(運用基準様式第2号)及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和7年8月21日(木)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131(内線2263)</p> <p>5 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和7年7月11日(金)から同月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)(の)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p>	<p>大分県ホームページ (https://www.pref.oiita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html) から申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けけること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>6 契約条項を示す方法及び日時</p> <p>(1) 大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和7年8月26日(火)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に示す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>(2) 事件対応・ネット用パソコン等貸借仕様書は、次の担当部局において令和7年8月26日(火)まで示すものとする。</p> <p>担当部局 大分県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課技術・捜査支援係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131(内線3442)</p> <p>7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>令和7年8月22日(金)から同月26日(火)午後5時まで</p> <p>電子入札システムを利用して入札する場合は、ＩＣカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和7年8月26日(火)午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和7年8月27日(水)午前11時</p> <p>11 再度入札</p> <p>開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。</p>
---	--

<p>12 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したものの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないもの</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 (内線2263)</p>	<p>18 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>19 その他</p> <p>(1) 3の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受けらる。</p> <p>20 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented personal computer for investigation and for the internet (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 26 August 2025 (3) Office Cybercrime Division,Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi,Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>	<p>令和六年十二月二十三日付け大分県報号外(八〇)に記載の大分県条例第三十九号(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)中の訂正</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="414 1120 470 1299">ページ</td> <td data-bbox="414 1299 470 1713">誤</td> <td data-bbox="414 1713 470 2121">正</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1120 414 1299">六</td> <td data-bbox="335 1299 414 1713">一、五〇〇円</td> <td data-bbox="335 1713 414 2121">一、五五〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="191 1120 335 1299">七</td> <td data-bbox="191 1299 335 1713">八〇〇円 一、五五〇円</td> <td data-bbox="191 1713 335 2121">八〇〇円 一、五〇〇円</td> </tr> </table>	ページ	誤	正	六	一、五〇〇円	一、五五〇円	七	八〇〇円 一、五五〇円	八〇〇円 一、五〇〇円
ページ	誤	正									
六	一、五〇〇円	一、五五〇円									
七	八〇〇円 一、五五〇円	八〇〇円 一、五〇〇円									